これ一つで丸わかり 技能実習を完全解説



はじめに…「技能実習」の基礎知識

技能実習とは主にアジア諸国を中心とする海外から外国人を受け入れ、日本で働きながら技術と知識を習得してもらい、帰国後に母国で学んだ技術と知識を活かしてもらう目的で創設された在留資格(在留ビザ)の一つです。日本の技能を様々な国や地域へ普及させるという意味において、国際貢献の一環として推進されています。そもそも発展途上地域への技術移転を通じた「経済発展のための人づくり」が主目的ですので、労働力における需給調整の手段として用いてはならないと定められています。

技能実習は1号から3号まであり、段階を踏んで移行することができますが、それぞれに在留期間が異なります。技能実習1号は2ヶ月間(原則)の講習を含めて1年、2号が2年、3号が2年から最長5年と定められています。実習を終えた実習生は「技能実習修了証明書」を受け取り、母国へ帰国します。なお、2019年には深刻な労働力不足に対応するため、新たな在留資格「特定技能」が創設されました。試験免除で特定技能への移行が可能となったため、技能実習修了後も日本で引き続き学んだ技能を活かせるようになりました。

「技能実習」の適用範囲について

技能実習はあらゆる業種や職種に適用されるものではなく、1号および2号は82職種148作業に限定されています。主な分野としては「建設」「食品製造」「機械・金属」「農業」「繊維・衣服」「漁業」などに分けられており、いずれも製造に関連した単純作業となる職種が対象となります。なお、2号から3号へ移行できる職種・作業は、74職種130作業に絞られますので注意が必要です。

分野	代表職種	作業例
建設(19.4%)	とび	とび
	7 1 1 = 7.1 + 1/4 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 +	押土・整地
	建設機械施工	掘削
食品製造(17.8%)	惣菜製造	惣菜加工
	非加熱性水産加工食品製造	塩漬け品製造
	<u> </u>	乾製品製造
機械・金属(17.7%)		普通旋盤
	(残代人)川 二	フライス盤
	電子機器組立て	回転電気組立て
農業(9.8%)	耕種農業	施設園芸
		畑作・野菜、果樹
	畜産農業	養豚、養鶏
		酪農
繊維・衣服(6.5%)	婦人子供服製造	婦人子供既成服縫製
	織布運転	準備、製織、仕上工程
農業(1.0%)		かつお一本釣り
		定置網漁業
	養殖業	ほたてがい・まがき養殖
その他(22.3%)	溶接	手溶接、半自動溶接
	プラスチック成形	射出成形
	塗装	建築塗装、金属塗装

数字で見る「技能実習」の実態

技能実習はもともと1960年代に海外の現地法人などでの社員教育として行われていた研修制度が評価され、1993年に技能研修として制度化されたのが原型です。当時は現場での就労が法律上禁止されていたのですが、2009年(平成21年)の入管法改正で「技能実習」が新設。それに伴い、徐々に技能研修生の数は増えていくこととなります。特に2014年(平成26年)あたりから増加のペースは急速に上がり、2019年(令和元年)末には410,972人となり、対前年比もおよそ25%の増加となっています。ただし、翌年に発生したコロナ禍による入国制限により、技能実習生の数は2年連続で減少しています。

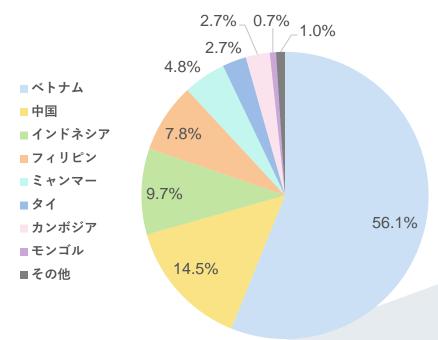




数字で見る「技能実習」の実態

技能実習生の出身国は2019年(令和元年)末現在ではベトナムが53.2%と多く、次いで中国、フィリピン、インドネシア、タイとなっています。2016年(平成28年)までは中国が最も多かったのですが、翌年にベトナムが逆転。今も多くの技能実習生が日本で就業しています。





「技能実習」を取り巻く環境

企業が技能実習生を採用したい場合、日本人の一般雇用と大きく異なるのが雇用者と非雇用者以外に「監理団体」や「送り出し機関」など、いくつものアクターが存在することです。そのいくつかを紹介・解説していきます。

◎技能実習生

日本で技能を学ぶ18歳以上の外国人材で、被雇用者となります。

◎受け入れ企業

技能実習生と面接し、雇用契約を結んだ上で実習を行わせる日本企業です。

◎監理団体

技能実習生の受け入れ申し込み先であり、実習における指導や監理を行う国内の団体です。 技能実習機構から認可を受けて業務を行っています。

◎送り出し機関

技能実習生の募集や事前教育を行う海外機関です。監理団体と契約を締結し、技能実習生の推薦も行います。

○技能実習機構

法務省と厚生労働省が所轄する認可法人で、受け入れ企業に対する実習計画の作成から認定などを行います。

◎地方出入国在留管理局

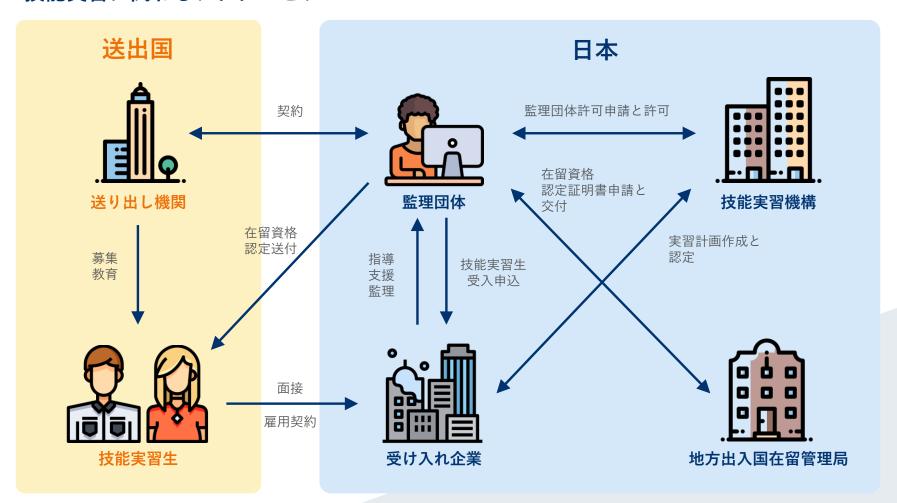
技能実習生が日本に在留する際、必要となる在留資格認定証明書の交付を行う機関です。

監理団体が認定証明書の申請を行い、交付された認定証明書を技能実習生へ送付を行います。

すべてのアクターがそれぞれの役割を果たすことで、技能実習制度は円滑に運用されています。 いずれのフローも法令にかかわりますので、事前にこの仕組みを理解しておくのがベターです。

「技能実習」を取り巻く環境

技能実習に関わるアクターとフロー



その他の在留資格との違いについて

在留資格は技能実習の他、「特定技能」と「技術・人文知識・国際業務(技人国)」があります。 それぞれ比較してみると給与条件などで共通する項目もありますが、ほとんどで大きな違いがあります。これらの特徴を把握・理解することで、より確度の高い外国人材の採用活動を行っていただきたいと思います。

在留資格	技能実習	特定技能(1号)	技術・人文知識・国際業務
目的	国際貢献、技術移転(単純労働)	労働力(単純労働)	労働力(主にオフィスワーク)
在留期間	更新可(最長5年)	更新可(ただし通算5年)	制限なし、更新可
家族帯同(配偶者と子)	不可	不可	可
日本語能力	挨拶~簡単な日常会話 (試験なし)	挨拶~簡単な日常会話以上 (試験あり)	不問(試験不要)
学歴要件	不問	不問	国内外の大卒 もしくは国内の専門学校卒
	日本人と同等以上	日本人と同等以上	日本人と同等以上
採用方法と管理方法	・海外から招聘 ・送り出し機関から紹介 ・来日後は監理団体にて監理	・国内/海外どちらも可能 ・直接採用、紹介会社等 ・支援計画の立案と実施必須	・国内/海外どちらも可能 ・直接採用、紹介会社等 ・派遣/パートOK
仕事内容	対象職種のみ	14業種のみ※	学術的知識や外国人としての地域を いかせること
転職・転籍	不可	可	可

最後に

繰り返しとなりますが、在留資格の中でも技能実習は国際貢献としての目的が非常に強いため、 活用においては十分に目的意識をもって臨む必要があります。また、本当に技能実習が効果的な のかどうか、採用活動を行う前に専門家などへ相談することも一考です。

CAMTECHでは、もっと詳細が知りたい、情報収集がしたいという方向けに、 外国人雇用の様々な情報を提供しています。ぜひご活用ください。

□資料ダウンロード

外国人雇用の知識をテーマ別にまとめたホワイトペーパーや調査レポートを提供しています。

□海外人材マネジメントサービスGMS 資料ダウンロード

https://gms.ca-m.co.jp/archives/download

□セミナー

外国人雇用の具体的な生の情報をお伝えしています。

□海外人材マネジメントサービスGMS セミナーのご案内

https://gms.ca-m.co.jp/archives/seminar

□海外人材Q&A

よくある質問に一問一答形式でお答えしています。社労士・行政書士に無料相談も可能です。

□海外人材マネジメントサービスGMS 海外人材O&A

https://gms.ca-m.co.jp/qa

細やかな気遣い・サポートを提供し、 日本での生活をもっと快適に。



https://gms.ca-m.co.jp/

Webサイトでは「社労士・行政書士無料相談」や 「海外人材Q&A」をご用意し、みなさまの疑問や 不安などにお応えいたします。

0120-530-451 (受付/平日10:00~18:00) また、フリーダイヤルでも様々なご相談に対応いたします。 担当者が丁寧にご説明いたしますので、まずは一度ご連絡ください。

お問い合わせ

フリーダイヤル

0120-530-451

営業時間:10:00-18:00(月-金)

